

令和6年9月18日

報道機関 各位

山形県総務部財政課長

山形県みらい企画創造部市町村課長

令和5年度財政の健全化判断比率等について

令和5年度の県及び県内市町村の財政の健全化判断比率と、その前提となる普通会計決算がまとまりましたので、お知らせします。

問合せ先

財政課 副主幹 大和	023-630-2048
市町村課 課長補佐(財政担当)	
菅原	023-630-3268
(報道監) 総務部次長	伊藤
みらい企画創造部重要プロジェクト等推進監(兼)次長	相田

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る本県の状況について[速報]

令和6年9月
総務部

1 健全化判断比率（4指標）の状況（参考 標準財政規模 約3,301億円）

- (1) **実質赤字比率**（一般会計及び7特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
全会計とも黒字又は収支均衡であるため、該当なし
- (2) **連結実質赤字比率**（一般会計・7特別会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
病院事業会計で資金不足が生じているものの全体では黒字であるため、該当なし
- (3) **実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉R3～R5 平均 12.8%（R2～R4 平均 12.3%）
- (4) **将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉218.3%（R4 217.0%）

2 公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率・・・資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

〈対象〉流域下水道・電気・工業用水道・資産運用・水道・病院・土地取得・港湾整備

〈状況〉病院事業会計：8.1%（R4 6.4%）※その他会計：該当なし

《参考》 早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について

比率名	R5	R4	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	該当なし	該当なし	3.75%	5%
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	8.75%	15%
実質公債費比率	12.8%	12.3%	25%	35%
将来負担比率	218.3%	217.0%	400%	
資金不足比率（病院事業会計）	8.1%	6.4%	20%	
〃（その他）	該当なし	該当なし	20%	

以上

令和5年度 山形県の普通会計決算の概要

令和 6年9月
総務部

普通会計決算とは、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用される統計で、一般会計と特別会計(公営事業会計を含まない)を合算したものです。

1 歳入歳出決算額

(対前年度比)

(1)歳入	6,768億円	△393億円	(△5.5%)	
(主なもの)				
地方税	1,485億円	+17億円	(+1.1%)	個人県民税の増加等
地方交付税	1,921億円	+11億円	(+0.6%)	普通交付税の増加
国庫支出金	1,025億円	△347億円	(△25.3%)	新型コロナウイルス感染症に係る交付金の減少等
諸収入	1,069億円	△80億円	(△6.9%)	商工業振興資金貸付金元利収入の減少等
地方債	668億円	+25億円	(+3.9%)	土木公共事業債の増加等
(2)歳出	6,646億円	△373億円	(△5.3%)	
(主なもの)				
人件費	1,381億円	△91億円	(△6.2%)	定年引上げに伴う退職手当の減少等
投資的経費	1,321億円	+110億円	(+9.1%)	山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業の進捗に伴う工事費の増加等
物件費	244億円	△136億円	(△35.9%)	観光誘客緊急対策事業費の減少等
補助費等	1,508億円	△167億円	(△10.0%)	新型コロナウイルス感染症緊急対策費の減少等
貸付金	972億円	△89億円	(△8.4%)	商工業振興資金貸付金の減少等
◇形式収支	123億円	△21億円	(△14.5%)	《歳入－歳出》
◇実質収支	62億円	△21億円	(△25.0%)	《形式収支－翌年度へ繰越すべき財源》

2 主な財政指標等

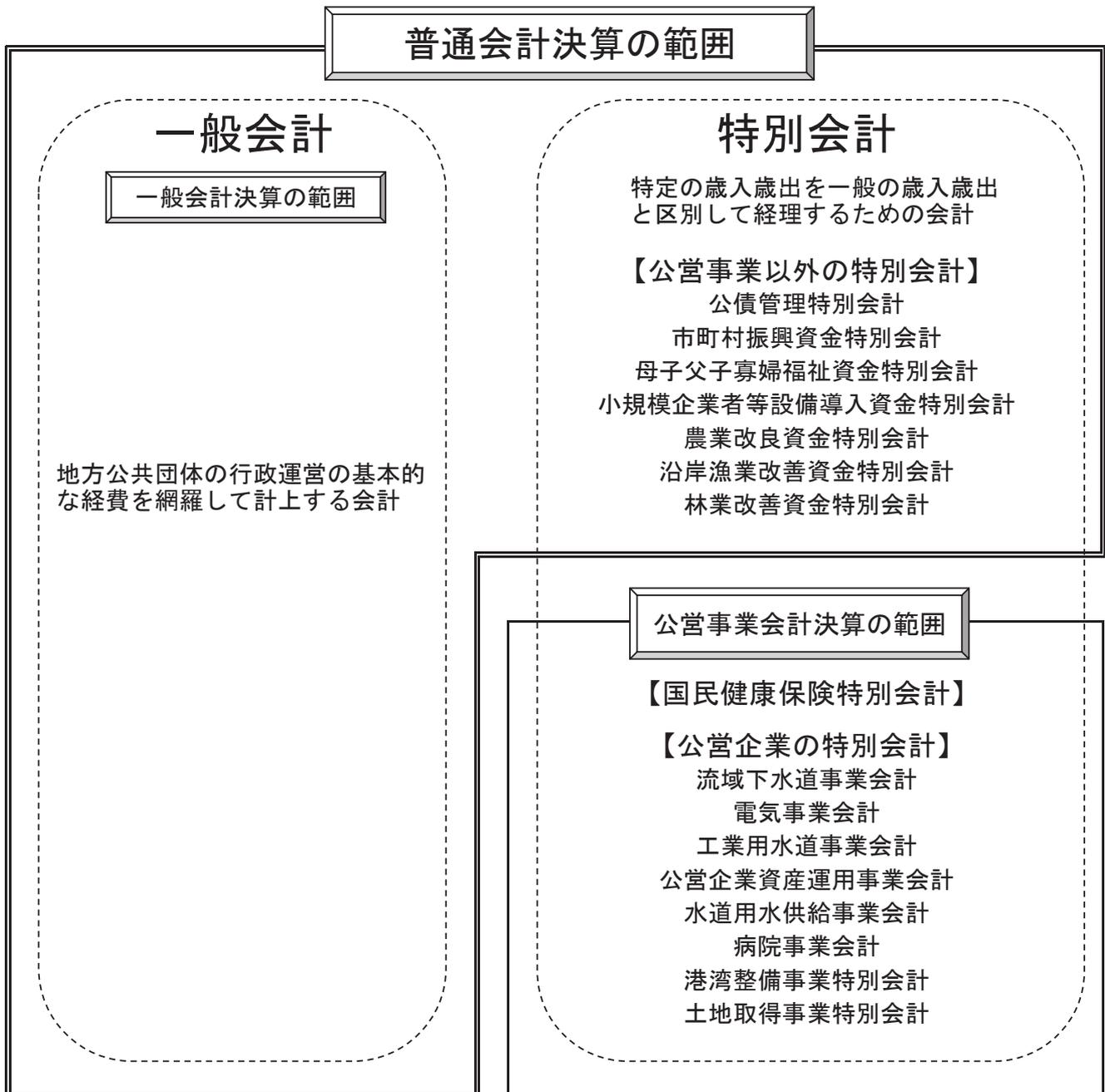
指標名	元年度	2年度	3年度	4年度 A	5年度 B	増減 B-A
①標準財政規模(億円)	3,229	3,259	3,410	3,301	3,301	0
②経常収支比率(%)	95.7	94.5	88.7	94.4	92.4	△ 2.0
③財政力指数	0.37352	0.37896	0.36209	0.35964	0.35801	△0.00163

以上

普通会計決算について【概念図】

普通会計とは

- 個々の地方公共団体ごとに一般会計、特別会計の範囲が異なっていることから、地方公共団体間の財政比較や、統一的な把握を可能とするため、地方財政統計等において用いられる会計区分です。
- 具体的には、一般会計と公営事業（電気事業、病院事業など）以外の特別会計をひとつの会計としてまとめた会計区分です。
- 普通会計決算は、地方財政計画の作成、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用されます。



普通会計決算の範囲

一般会計

一般会計決算の範囲

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計

特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して経理するための会計

【公営事業以外の特別会計】

- 公債管理特別会計
- 市町村振興資金特別会計
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- 小規模企業者等設備導入資金特別会計
- 農業改良資金特別会計
- 沿岸漁業改善資金特別会計
- 林業改善資金特別会計

公営事業会計決算の範囲

【国民健康保険特別会計】

【公営企業の特別会計】

- 流域下水道事業会計
- 電気事業会計
- 工業用水道事業会計
- 公営企業資産運用事業会計
- 水道用水供給事業会計
- 病院事業会計
- 港湾整備事業特別会計
- 土地取得事業特別会計